

入院時食事療養標準負担 価格改定のお知らせ

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養費が見直され、令和7年4月1日より下記のとおり施行となります。

なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

所得区分			令和7年 3月まで	令和7年 4月から
住民税課税世帯（※1）			490円	510円
住民税 非課税世帯	過去 12カ月以内 の入院日数	90日まで	230円	240円
低所得者Ⅱ		91日以上 （※2）	180円	190円
低所得者Ⅰ			110円	

※1 指定難病患者の方など、一部の方については300円の場合があります。

※2 長期（90日を超える）入院をしている場合の負担額の変更には申請が必要です。

※住民税非課税世帯、70歳以上における区分Ⅱ、Ⅰにつきましては、
限度額適用・標準負担額減額認定証で確認させていただきます。窓口へご提出ください。なお、マイナンバーカードで受診の場合は提出不要です